



# せいか社協だより

地域で共に助けあい 支えあうまちづくり

VOL.117

## コロナ禍で気づいた “あたりまえ”のありがたさ



デイサービス ボランティア「かしのき」

平成5年からデイサービスボランティア「かしのき」は、活動を始めました。トレードマークのピンク色のエプロンを着用して、利用者の入浴後の整髪やレクリエーションのお手伝いをしてくださっています。

昨年の第1回目の緊急事態宣言中は、活動の休止・縮小をされた時期もありましたが、「ボランティアをするのにコロナは関係ない。私たちは自分のできることを続けているだけです。」と十分な感染症対策をしながら活動を継続してくださっています。コロナ禍で、あたりまえのことがあたりまえにできない中、つながりを絶やすまいと前向きな姿勢に、私たち職員

も“コロナに負けられない”という気持ちになります。

「待っている方がいる」「利用者の皆さんが喜んでくれるのがうれしい」と活動への原動力を嬉しそうに話してくださる「かしのき」のみなさんは、社協デイサービスにとって大きな支えとなっています。

28年間の長きにわたり、利用者職員に「元気」を届けてくださっている「かしのき」のみなさんに感謝の気持ちでいっぱいです。



# 令和3年4月に介護保険法の改正及び介護報酬が改定されました

## 今回の改正の 5つのポイント

### ○感染症や

### 災害への対応力強化

日頃からの備えが大事！  
もしもの時に備えて計画の策  
定や訓練することが義務付け  
られました。

### ○地域包括

### ケアシステムの推進

認知症になっても住みやすい  
まちづくりを！

### ○自立支援・重度化防止の

### 取り組み

寝たきりにならないように  
リハビリがんばろう！

### ○介護人材の確保・

### 介護現場の革新

介護職員の処遇改善や職場環  
境の取り組みの推進

### ○制度の安定性・

### 持続可能性の確保

適正な評価を受けることで、  
安定したサービスを！

各介護保険サービスの主な変  
更点は次の通りです。

## 訪問介護

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <b>【2時間ルール】</b><br>訪問介護では、前回のサービスから、次のサービスの間は2時間以上空けるルール（決まり）があります。<br>例：10時～11時の身体介護のサービスを受けた場合→13時から利用可能。 | 看取り期に限り、2時間空けずにサービスを受けることが可能になりました。<br><br><b>看取り期（終末期）とは…</b><br>無理な延命治療などは行わず、高齢者が自然に亡くなるまでの過程を見守ること。 |
| <b>【通院等乗降介助の拡大】</b><br>ヘルパーが利用者の通院介助を行った場合、複数の病院への乗降介助はできませんでした。  | 複数の通院等の乗降介助が可能になりました。<br>（自宅が、始点・終点となる場合の目的地間の移送も可能）  |

## 居宅介護支援

事業所には、ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保を図る観点から、前6か月間に作成したケアプランにおける各サービスの割合について、利用者に説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度に公表することが求められます。

### 【対象となる事業は…】

- ・ 訪問介護
- ・ 通所介護
- ・ 地域密着型通所介護
- ・ 福祉用具貸与

## 通所介護

### 【サービス提供体制加算】

現在、本会のデイサービスでは介護職員のうち介護福祉士の割合が70%以上、または勤続年数10年以上の介護福祉士の割合が25%以上の要件を満たしています。そのため今回の改正でサービス提供体制加算を一番上位区分で取得することが可能となりました。今後もサービスのさらなる向上につとめます。

### 【機能訓練加算】

ご利用者の自宅訪問をして生活状況を把握し、個別機能訓練計画を作成します。今回の改正では、従来の集団で実施していた訓練が、5名程度以下の小集団か、個別に訓練するように定められました。機能訓練指導員や専門職が、よりきめ細かな訓練を実施していきます。また計画や実施した内容をデータ化して厚生労働省に提出するシステムが設けられます。

新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%が上乘せされます。

介護保険法改正、介護報酬改定についてのお問い合わせは次のところまで。



### 【問合せ先】 精華町社協

在宅介護課 居宅介護支援係

電話98—3398

在宅介護課 訪問介護係

電話98—3526

通所介護課 通所介護係

電話98—3924

# 「地域で共に助けあい 支えあうまちづくり」をめざして

## 基本方針 1 住民が主役の地域福祉活動を支えています

経済的困窮や引きこもり、虐待、認知症、不登校、8050問題、ダブルケアなどの要因によって、生きづらさ・暮らしづらさを抱える人が増加し、さらに新型コロナウイルスの影響で収入が減少・職を失うなど、社会的孤立が大きな社会問題として取り上げられています。これらの課題を受け止め、安心して暮らせる地域共生社会を実現していくために、各分野の連携を強化し、相談支援体制（絆ネットワーク）づくりを進めます。また、既存の制度だけでは解決が困難な地域の生活課題などは、住民同士の助けあい・支えあいなど地域の中で支える基盤づくりを推進し、他団体との連携のもと支援できる仕組みを構築します。

- ・ 高齢者等を対象とした事業の実施
- ・ 児童等を対象とした事業の実施
- ・ 障がい者を対象とした事業の実施
- ・ 居場所づくり支援事業の実施
- ・ ふれあいサポート事業の実施
- ・ ファミリーサポート事業の実施
- ・ 災害ボランティアセンター事務局の運営
- ・ 会員増強運動の実施
- ・ 地域福祉活動の推進
- ・ 小地域福祉委員会活動支援
- ・ 高齢者・子育てサロンへの活動支援等
- ・ ボランティア活動の推進
- ・ 共同募金委員会事務局の運営

## 基本方針 2 住民の権利をまもり、地域生活を支えます

精華町社協は、地域福祉を推進する法的に位置づけられた団体であり、介護保険事業などのサービス提供事業者でもあります。住民が主役の地域福祉活動を支えるとともに、インフォーマル・フォーマルサービスを高齢者や障がい者、児童に関わらず、すべての住民の立場に立って一体的に提供することにより、地域生活を支えています。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて失業や収入減少に陥り、生活に困窮している方が増加しているため、生活福祉資金特例貸付だけに限らず、関係機関との連携を密にし、住民に寄り添った相談援助に努めます。

- ・ 生活福祉資金貸付事業等事務〈受託事業〉
- ・ 福祉サービス利用援助事業の実施〈受託事業〉
- ・ 成年後見支援センターの設置〈受託事業〉
- ◎絆ネット構築支援事業の実施〈受託事業〉【重点】
- ・ 弁護士・司法書士による無料法律相談の実施
- ・ ふくし&相続相談の実施
- ・ 共同募金配分事業の実施
- ・ 南部地域包括支援センター（相談支援業務等）
- ・ 居宅介護支援事業（ケアプラン等作成業務）
- ・ 訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス事業
- ・ 障害者居宅介護事業
- ・ 訪問（自費）サービス事業
- ・ 通所介護・介護予防通所介護相当サービス事業
- ・ 認知症要介護者・要支援者への通所介護事業（ほっとぴあ）
- ・ 通所型サービスA「おたっしや倶楽部」の実施
- ・ 認知症カフェ DON Café の実施
- ・ 介護者家族交流会の実施
- ・ 災害時福祉避難所設置運営訓練の実施
- ・ 居場所づくり支援事業（絆カフェ）の実施

## 基本方針 3 時代の変化に柔軟に対応できる組織をめざします

社会福祉の課題は拡大傾向にあるとともに、近年の福祉課題は複雑化してきているため、役員研修を実施し、専門職の確保、資質の向上等とあわせて引き続き事業実施体制の強化を図り、人員配置を見直します。令和3年度は社会福祉充実計画の最終年度でもあることから、令和2年度決算により算定される社会福祉充実残高を有効に活用し、各種サービスの充実、人材育成、施設整備などを進めます。

- ・ 法人の運営に関する会議等の運営
- ・ 承認社会福祉充実計画の進行管理業務
- ・ 施設及び固定資産管理業務
- ◎デイサービスセンター保守点検業務【重点】
- ・ 情報発信及び事業の透明性、公開性を高めるための業務の推進
- ・ ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の活用



ご存じ  
ですか？

# 『社協会員』

# 加入のお願い

## 社協と会費について

社協は、住民の皆さまや、法人、団体の皆さまの参画をいただきながら運営されている会員組織による民間の福祉団体です。

社協の事業運営の財源は、皆さまからの会費や補助金などで成り立っています。

会費は精華町の地域福祉推進のすべてに活用できるものであり、会員の皆さまの参画意識が精華町の地域福祉に大きく寄与するものと考えられます。

今後、ますます複雑、多様化する福祉の需要に 대응していくためには、法律では行き届かないきめ細やかな活動が必要です。「住み慣れた地域で安心して暮らしていきたい」という願いは誰しも共通の想いではないでしょうか。これからも、助けあい、支えあいの精神で皆さまのご協力をいただきながら会費を大切に活用させていただきます。

### ◆会費の種類◆

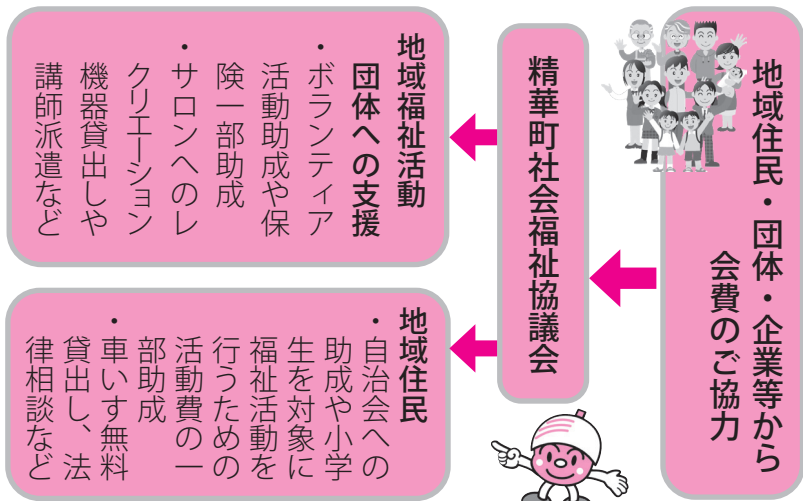
社協会費は **1口1,000円**です。  
特に社協活動に賛同いただける方は、賛助会員としてご協力をお願いしています。

**普通会員（個人）年会費1口1,000円**

**賛助会員（個人）年会費3口3,000円**

**法人会員（企業・法人）**

**年会費5口5,000円以上**



## 絆ネット構築支援事業 せいか親力フェエのご案内

「せいか親力フェエ」では、子どもが不登校や学校に行きづらい…そんな悩みを持つお父さんやお母さん、ご家族の方が集まり、同じ悩みを持つ者同士でざっくばらんにお話をしています。

日々の悩みや進学のこと、発達のことなど、気軽にお話をしてみませんか？

- ▼開催場所…かしのき苑
- ▼開催日…毎月第3木曜日(午前)
- ▼対象…不登校や学校に行きづらいの子を持つ保護者の方やご家族

※開催時間や場所は変更することがあります。参加希望の方は社協地域福祉課までご連絡ください。

### 【絆ネット構築支援事業とは？】

精華町内では絆ネットコーディネーター1名を社協地域福祉課に配置しています。

「福祉のなんでも相談員」として、さまざまな困りごと・悩みの解決にむけて関係機関・相談窓口との調整役になります。

また、個人の「困った」を地域の課題として取り上げ、地域の中での見守りやネットワークづくり、解決につながる新たなしくみを作るお手伝いもします。

## 「若葉会」会員募集中 (精華町ひとりぐらし老人の会)

精華町に在住のひとりぐらし高齢者(65歳以上)の方が、親睦をはかり、お互いの交流を深めることを目的に、平成5年に組織化されたのが精華町ひとりぐらし老人の会「若葉会」です。

- ▼「若葉会」では、毎月1回(第2金曜日)定例会を開催し、会員同士が交流を深めています。男性でも女性でも大歓迎です。
- ▼「若葉会」に入会して、仲間の輪を広げてみませんか？
- ▼定例会…毎月第2金曜日の午前10時～午後3時
- ▼場所…地域福祉センター かのき苑
- ▼年会費…2,000円



※新型コロナウイルス感染症拡大により定例会をお休みする場合があります。

### 【問合せ先】

精華町社協 地域福祉課  
電話 94-4573

# 精華町共同募金委員会からのおしらせ

令和2年7月豪雨災害義援金の

## お礼とご報告

令和2年度に募集した災害義援金については、次のとおりとなりました。皆さまからお寄せいただいた義援金は、精華町共同募金会から、中央共同募金会を通じて、被災地へと届けられます。

皆さまの暖かいご支援、ご協力に心からお礼を申し上げます。

### ●義援金名

令和2年7月豪雨災害

### ●金額

44,917円



## AED

### (自動体外式除細動器)を

助成しました!

令和2年度歳末たすけあい募金配分事業では、寄せられた寄付金を高齢者サロンや育児サロン、自治会等に対して福祉活動推進費として助成しましたが、新型コロナウイルスの

影響でサロン活動の休止や縮小が多かったことにより、助成金の申請が例年よりも減少しました。

助成後の配分事業費は、精華町内の福祉・介護事業所にAED(自動体外式除細動器)を設置するための費用とさせていただきます。

AED設置の希望を確認したところ、町内8事業所から申し出を受けため、抽選の結果「NPO法人そら」が支給事業所として当選されたので報告します。



助成したAED(自動体外式除細動器)

NPO法人そら

代表地主<sup>じぬし</sup>さんより

「ありがとうメッセージ」

「くじ運のない私が奇跡的に引き寄せた」と当選時におっしゃっていた地主代表からメッセージをいただきました。

私たちの法人では数年前に、将来を嘱望されていた職員が休日のマラソン中に倒れ重い後遺症を残して離職する出来事がありました。ふたたび心臓が動き出すまでに長い時間がかかり、AEDが使用されていれば結果は違っていたかもしれないと聞いています。このAEDのおかげで、迅速な救命処置の大切さを日常から意識することもできそうです。

万が一に

備えて、スタッフが適切に使いこなせるようにしていきたいきます。ありがとうございます。



乳児用の紙おむつを届けます

令和3年度共同募金

配分事業

精華町共同募金委員会では、令和3年7月から「ひとり親世帯乳児用紙おむつ支給事業」を実施します。

この取り組みは、精華町内で寄せられた赤い羽根共同募金を財源とし、左の条件を満たす世帯に対して、毎月1回自宅まで紙おむつ2パックを無料で配達する子育て支援事業です。利用にあたっては、事前に手続きが必要となります。

詳しくは、事務局

(社協地域福祉課94-4573)までお問い合わせください。

## 令和3年度ひとり親世帯乳児用紙おむつ支給事業

### (対象)

精華町内に在住し、次の両方の条件を満たす方

- ①児童扶養手当を受給している世帯(全部停止の方は対象外です)
- ②満2歳までの子を養育している世帯  
※満2歳の誕生日が属する月を最終支給月とします

### (利用方法)

申込書と証明書類を事務局(社協地域福祉課)に提出することで、原則、申込書が受理された日の翌月から利用することができます。

# 広まる商店・企業のお買い物サポート！ ～まちの福祉サポート店からのお知らせ～

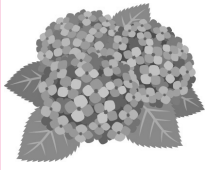
## 高齢化に伴う様々な課題

精華町も高齢化が進み、町全体の高齢化率は約25%となり、一人暮らし高齢者率も徐々に増加傾向にあります。高齢者世帯の多くは子どもが独立するなど、身近に頼ることのできる人がいないことが多い現状です。高齢者の困りごとの一つに買い物課題があります。高齢者世帯では重い荷物が持てなかったり、スーパーまでの移動手段がないといった声があり、身近な生活課題となっています。

## 地域の商店や企業がサポート

このような生活の困りごとに対して、買い物支援をするスーパーや商店が活躍を始めています。

これまで精華町内では、「ひょうたんや」と「京都生活協同組合」が買い物送迎支援を行っています。これは所定の場所から、お店までの送迎を行っており、買い物を楽しんだ後は自宅まで送り届けるサービスです。



## 新たな買い物支援

京都生活協同組合では事前に登録された方を週1回、決まった日時にご自宅近くから、お店までの送迎をします。

また、「ひょうたんや」では自身でお店まで買い物に来られた方に関しては5千円以上のお買い物で、自宅まで荷物を配達する配達無料サービスも実施しています。このように地域のスーパーでも様々な取り組みが展開されています。

## 新たな買い物支援

この4月から新たな買い物支援として、町内で移動販売が始まりました。ハーベス木津川台より移動スーパー「とくし丸」が町内約30カ所を1日で回ります。商品はその日、お



移動スーパー「とくし丸」

店に入荷した食材や生鮮食品、冷凍食品まで数多くの商品を扱っています。また、欲しい商品を頼んでおくと次回の販売時に用意してもらいうこともできます。

身近に買い物場所があることで移動や体力的に難しかった方でも買い物をする事ができるようになりました。また、ご近所同士で顔を合わせるきっかけとなり、地域の交流も生まれます。

## 実際に買い物をしてみて

今回、取材をしたご夫婦は、「運転をやめようと考えていた時期でもあり、近くまで来てくれるので助かる」と話されます。また、「とくし丸」が来るまでの待ち時間はご近所の方と会話を楽しんでおられ、一つの居場所となっていました。とくし丸は町内を月々土曜日で3ルートを週2回ずつ回っています。ルートや時間



自分で選ぶ買い物が楽しみ、「〇〇が欲しいな！」自然と会話が生まれます。

については個別に相談し、事前に決めたコースを回ります。詳細については近商ストア外販事業部・村田（携帯070-6472-3571）まで問合せ下さい。

## 地域の見守り活動の役割も

スーパーなどの商店側が地域に出るようになったことが、結果として地域の見守り活動となり、専門職との新たなパイプができました。社協で取り組む「まちの福祉サポート店」では、買い物に来られた方の中で体調不安や気になる変化があれば社協へ連絡いただき、必要に応じて専門職が関わることで早期に課題発見・解決につながる事ができます。

社協では他職種との連携を深めるため、見守り活動に協力いただける商店や企業を募集しています。見守り活動に登録いただいた事業所へは車に貼り付ける見守りステッカーと見守りのチェックシートを配布し、地域の見守り協力を呼びかけています。皆さまのご協力よろしくお願ひします。

### 【問合せ先】

精華町社協 地域福祉課  
電話 94-4573



# ケアマネジャー・ホームヘルパーからのお知らせ

介護相談を実施しています！  
〜相談はお早め〜

「物忘れが気になりだした」「足腰が弱くなり、日常生活に困っている」など心当たりがあれば、専門機関への相談を考えるタイミングかもしれません。

介護について相談できる公的な窓口として、「地域包括支援センター」があります。精華町社協の居宅介護支援事業所でも介護相談を実施し

ています。

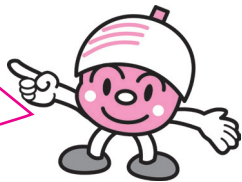
介護保険サービスの利用には、介護認定を受ける必要があります。要介護と認定されれば、本人や家族の意向に基づきヘルパーやデイサービスなどのサービスの利用手続きを行います。原則1割〜3割の費用負担で介護サービスを利用することができます。

介護のこと、日常の困りごとなど気軽に相談ください。

## 介護保険サービス利用開始のイメージ

- 相談** 日常の困りごとを相談します。
- ↓
- 申請** 本人や家族に代わって地域包括支援センター職員や居宅介護支援事業所職員が申請の手続きを代行します。
- ↓
- 訪問調査** 認定調査員が訪問して、身体機能や認知機能などの状態を聞き取ります。
- ↓
- 判定** 調査結果や主治医の意見書を基に専門家が介護の必要性を判定します。
- ↓
- 利用** 「要介護1〜5」と認定されれば介護サービス、「要支援1〜2」と認定されれば介護予防サービスを利用できます。

まずは  
相談して  
みてね！



【問合せ先】精華町社協

在宅介護課 居宅介護支援係

電話98-33398

自費サービス  
(介護保険外サービス)  
をご存じですか？

精華町社協では、介護保険制度における訪問介護事業以外のサービスで、利用者の日常に密着したサービスである自費サービス(保険適用外)を提供しています。

### 内容例

- ① 通院時の院内付き添い介助 (介護保険での通院介助は、院内介助は行いません)
- ② 買い物の付き添い
- ③ 利用者以外の方(同居に限る)の調理や洗濯など
- ④ 入退院にかかる準備など

### 利用料金

① 基本料金  
1時間あたり  
2,500円。1時間を超えた場合の利用料金は、30分ごとに1,250円の追加となります。



② 加算料金  
午後6時以降は、基本料金の25%の割増になります。

### 対象者

③ 通院介助において、ホームヘルパーに公共交通機関などの交通費のほか、入場料、利用料が必要な場合、その実費を負担していただきます。

自費サービスは、要介護、要支援の認定を受けた方で、かつ居宅介護支援事業所(地域包括支援センターを含む)ケアマネジャーを経由して申し込みいただいた方が対象となります。

なお、このサービスは介護保険の給付限度額を超えた部分を補うためのサービスではありませんので、ご理解をお願いします。



【問合せ先】精華町社協

在宅介護課 訪問介護係

電話98-3526

# 相談情報コーナー

• • • 内容に応じて次の相談業務を行っています。相談はすべて無料で秘密厳守します。• • •

| 相談の種類          | 相談員                                 | 相談日時                             | 相談対象者  | 備考  |
|----------------|-------------------------------------|----------------------------------|--|---|
| 法律相談           | 弁護士<br>※対面での相談                      | 第2水曜日<br>午後1時30分から<br>午後4時       | 精華町内に在住・<br>在勤している方<br>※過去3か月相談を<br>受けてない方優先 | 相談日の1週間前<br>午前8時30分から<br>受付開始                     |
| 介護相談           | 地域包括支援<br>センター職員                    | 月曜日～金曜日<br>午前8時30分から<br>午後5時15分  | ※訪問もいたしますので<br>お気軽にご連絡ください                   |   |
| 社協ふくし&<br>相続相談 | コミュニティー<br>ソーシャルワーカー・<br>弁護士・司法書士など | ① 第2火曜日<br>② 第4金曜日<br>午後1時から午後4時 | 精華町内に在住・<br>在勤している方<br>※事前予約制です              | 相談場所<br>① せいかガーデンシティ<br>2階「イマージュサロン」<br>② 「かしのき苑」 |

相談日が祝日と重なる場合はお休みです。 ※緊急事態宣言により休止する場合があります。

予約などは地域福祉課へお願いします。法律相談・介護相談の場所は「かしのき苑」です。

## 社協職員の募集

～未経験の方も歓迎です！まずはお電話ください～



各職種で職員を募集しています。日中のお仕事で家庭と仕事の両立がしやすい職場環境です。

電話番号：① 0774 - 98 - 3924 (通所介護係) ② 0774 - 98 - 3398 (居宅介護支援係)

| 職種                              | 時間給  | 資格  | 勤務日等  |
|---------------------------------|--|---|---|
| ① デイサービス<br>介護職【パート】            | ・介護福祉士<br>時給 1,160 円～<br>・その他資格<br>時給 1,110 円～<br>※祝日は 50 円増<br>(賞与あり) | ① 介護福祉士または介護職員<br>初任者研修修了者<br>② 普通自動車運転免許<br>※①②両方有する方<br>・満 67 歳まで | 月～土のうち週 3 日 (祝日含む)<br>午前 8 時 30 分～午後 5 時<br>(1 時間休憩含む)<br>雇用保険、通勤手当あり                   |
| ② 介護支援専門員<br>(ケアマネジャー)<br>【パート】 | 時給 1,200 円<br>(賞与あり)   | ① 介護支援専門員資格<br>② 普通自動車運転免許<br>※①②両方有する方<br>・満 67 歳まで                | 月～金 (祝日休み)<br>午前 8 時 30 分～午後 5 時<br>(1 時間休憩含む)<br>社会保険、雇用保険、通勤手当あり<br>※週 3 日勤務や時短勤務等応相談 |

☆発行日 令和3年6月18日  
☆発行 社会福祉法人精華町社会福祉協議会  
京都府相楽郡精華町南稲八妻砂留 22 番地 1  
精華町地域福祉センター「かしのき苑」内

○法人運営室 TEL 0774-94-4573 FAX93-2278

○地域福祉課 TEL 0774-94-4573 FAX93-2278

○在宅介護課 TEL 0774-98-3398 (ケアマネジャー)

TEL 0774-98-3526 (ホームヘルパー)

○通所介護課 TEL 0774-98-3924 FAX98-3559

※在宅介護課の FAX 番号は通所介護課と同じです。

E-mail daihyou@seikashakyo.or.jp

URL <http://www.kyoshakyo.or.jp/seika/>



E-mail



URL

・目の不自由な方のため、朗読ボランティアひびきの皆さんが本誌を朗読したテープを社協地域福祉課で貸出しています。

### ご寄付について



【個人】  
匿名 3名

精華町社協では、皆さまからお寄せいただいた金品は住民の皆さまと進める地域福祉に活用させていただきます。

※社会福祉法人へ寄付をいただいた場合は、税法上の優遇措置が受けられます。